

## 令和5年度事業計画

新型コロナウイルス感染症が4年目に入るなか、一部では貸切バスの輸送需要に回復の兆しが見られるものの、全体的には依然として厳しい状況が続いています。一方で、今後の輸送需要の回復に向けて、下限割れ運賃や過労運転などの法令違反の発生が懸念されます。安全確保は交通機関の最大の使命ですが、残念ながら、去年は貸切バスの乗客の死亡事故が発生しました。軽井沢スキーツアーバス転落事故から7年が経過しましたが、改めて安全対策の徹底が求められています。

当センターは適正化事業実施機関として、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ次の事業に取り組み、貸切バス事業の適正化を促進します。

### 1. 巡回指導について

#### ①基本方針

今後の輸送需要回復に備え、事業者の法令遵守意識向上のために、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、効率的かつ効果的に巡回指導を実施します。

巡回指導の頻度は、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除き、事業区域内に存する全ての営業所に対し、原則として、年度内に1回実施することとします。

ただし、国土交通省から発出される「令和5年度の巡回指導の運用方針」において、対象営業所から一定の要件を満たす営業所を除外する等の方針が示された場合には、当該運用方針に基づき対象営業所を選定することとします。

巡回指導の実施にあたっては、公正かつ適確に行うとともに、改善を要する事業者に対しては適切な指導に努めます。

また、研修や外部機関の講習等により指導員のスキルアップを図ることとします。

#### ②巡回指導の実施方法

原則として、指導員が各営業所を直接訪問して実施します。ただし、複数の営業所を有する事業者については、必要に応じて、本社営業所等において一括して実施する方式（集合方式）で実施することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、関係書類を当センターに郵送して頂き、対面しないで実施する方式（非対面方式）でも行うこととします。

また、巡回指導の項目は、原則として輸送の安全に直結するものに重点化して行うこととします。

#### ③巡回指導の実施体制

常勤指導員2名1組の体制で実施することを基本とし、その他に年数回、常勤指導員と外部指導員との2名1組の体制で実施する方式も行います。

なお、新潟県と石川県では、外部指導員2名1組の体制で実施する方式も併せて行います。

#### ④月別の巡回指導計画

月別の実施計画は次表のとおりです。

月	巡回指導行程数			訪問 箇所数	営業所数	外部指導員 活用行程数 (内数)
	三泊四日	二泊三日	日帰り			
4月		4		14	15	1
5月		5		17	17	1
6月	1	3		14	15	1
7月		5		17	18	2
8月	1	3		15	27	1
9月	1	4		19	31	2
10月		3		10	24	
11月	1	3		15	17	1
12月	1	2		11	16	1
1月			12	12	21	
2月			9	9	14	
3月		4		14	22	1
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>36</b>	<b>21</b>	<b>167</b>	<b>237</b>	<b>11</b>

※泊り2泊3日1行程=3.5箇所、3泊4日1行程=4箇所訪問で算出

※「営業所数」は、集合方式での実施予定分を含む

※ 上表の他に新潟県と石川県において外部指導員2名1組体制で計42営業所程度実施予定

(令和5年2月1日現在で巡回指導の対象は276営業所です。)

#### 2. 利用者からの苦情処理について

電話、書面等により旅客から寄せられる苦情・要望に対して、その内容により事業者、行政等に通知して改善を求めるなど適切な処理に努めます。